

○国内産原料糖入札実施要領

〔平成12年 9 月29日付〕

〔12農流一第28号〕

改正 平成12年12月19日付12農流一第64号
平成13年 9 月25日付13農流一第33号
平成13年12月13日付13農流一第60号
平成15年10月 1 日付15農畜機第56号
平成19年 4 月 1 日付18農畜機第4701号
平成24年 5 月22日付24農畜機第808号
平成27年 4 月30日付27農畜機第504号
平成27年 9 月29日付27農畜機第2905号
平成30年 2 月22日付29農畜機第5934号
平成31年 3 月18日付30農畜機第7267号
平成31年 4 月26日付31農畜機第785号
令和 3 年 3 月31日付 2 農畜機第7466号
令和 8 年 9 月17日付 8 農畜機第3945号

（総則）

第1条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、機構業務方法書第215条の2の規定により、国内産原料糖について、需給事情、品質等を適切に反映した透明かつ適正な価格形成に資するための国内産原料糖価格形成施設（以下「取引場」という。）を開設するものとする。

2 前項に規定する取引場において実施する国内産原料糖の入札取引に関しては、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領において、「国内産原料糖」とは次の各号に定めるてん菜原料糖及び甘しや分みつ糖をいう。

- （1） てん菜原料糖 てん菜を原料として製造されるグラニュー糖及び上白糖以外の分みつ（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）（以下「価格調整法」という。）第2条第3項に規定する分みつをいう。）をした国内産糖（精製糖の製造事業者に販売されるものに限る。）で価格調整法施行規則（昭和40年農林省令第43号）第24条に規定する規格のものとする。

- (2) 甘しや分みつ糖 さとうきびを原料として製造される国内産糖で価格調整法施行規則第24条に規定する規格のものとする。

(入札取引の場所)

第3条 入札取引は、機構が開設する取引場において行う。

2 取引場は、東京都港区麻布台2丁目2番1号に開設する。

(売り手)

第4条 売り手となり得る者は、次に掲げる者とする。ただし、暴力団等の反社会的勢力に該当する者は売り手となり得ないものとする。

(1) 国内産糖製造事業者（価格調整法第21条に規定する対象国内産糖製造事業者をいう。）

(2) 前号の者から国内産原料糖の入札取引の事務手続きの委託及び販売委託又は売渡しを受けた法人（機構が特に認めるものに限る。）

(3) 入札取引の円滑な実施を図るため、前号の法人に準ずるものとして機構が特に認める法人

2 前項の者は、第6条の規定により機構の登録を受けて、取引場における入札取引に参加することができる。

(買い手)

第5条 買い手となり得る者は、次に掲げる者とする。ただし、暴力団等の反社会的勢力に該当する者は買い手となり得ないものとする。

(1) 精製糖製造業者

(2) 前号に掲げる者が組織する法人

(3) 再製含みつ糖製造業者（甘しや分みつ糖の場合に限る。）

2 前項の者は、第6条の規定により機構の登録を受けて、取引場における入札取引に参加することができる。

3 第6条の登録を受けた買い手について合併があつたときは、合併により設立した買い手又は合併後存続する買い手は、その登録を受けた者の地位を承継する。

4 前項の規定により第6条の登録を受けた者の地位を承継した者は、合併後速やかに、同条の手続きにより登録を行わなければならない。

(登録)

第6条 機構は、毎年9月10日までに翌砂糖年度（10月1日から翌年9月30日まで）に係る売り手及び買い手の入札参加の登録を行うものとする。

- 2 前項の登録は、登録を受ける者の名を登録簿に記載することにより行うものとする。
- 3 機構は、第1項に規定する期日までに登録を行わなかった者がその後入札参加の登録を受けようとする場合は、同項の手続きにより登録を行う。この場合、当該登録を受けた者は、登録を受けた月の翌月の入札取引から参加することができる。
- 4 入札取引において、取引場における適正な価格形成を妨げ、若しくは妨げるおそれがあると認められる行為をした者又は落札した国内産原料糖の買受けを確実に行わなくなるおそれがあると認められる者が第1項の登録を受けようとするときは、当該登録に当たって制限又は条件を付することができるものとする。
- 5 当該登録を受けた売り手又は買い手が暴力団等の反社会的勢力に該当する者であることが判明したときは、機構は、その者の登録を取り消すこととする。

(登録申請)

第7条 前条第1項に規定する登録を受けようとする売り手又は買い手は、別紙様式第1号又は第2号の登録申請書を毎年8月末日までに機構理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、機構は、価格調整法第24条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が定める数量を通知された者がその直近の通知の写しを提出した場合は添付を省略させることができるものとする。また、前砂糖年度において登録を受けていた者であって、これらの書類の変更がないものについては、添付を省略させることができるものとする。

- (1) 買い手にあつては、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
- (2) 買い手にあつては、直近の事業年度における貸借対照表、収支決算書及び財産目録
- (3) 第4条第1項第2号に規定する売り手にあつては、同項第1号の者から国内産原料糖の入札取引の事務手続きの委託及び販売委託又は売渡しを受けたものであることを証する書類
- (4) その他機構が登録審査に必要と認める書類

(登録簿)

第8条 機構は、前条の申請があつたときは、次に掲げる事項を登録簿に記載

し、これを機構に備えて置くものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録の年月日
- (3) 住所、名称、代表者氏名
- (4) 第6条第4項の規定により制限又は条件を付する場合は、その内容

(登録証の交付等)

第9条 機構は、前条の登録を行った場合は、別紙様式第3号又は第4号の登録証を作成し、これを当該登録を受けた者に交付する。また、第6条第4項の規定により制限又は条件を付した場合は、その内容を併せて通知する。

2 前項の規定による登録証の交付を受けた者は、当該登録証の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を機構に届け出るものとする。

3 機構は、前項の規定による届出があったときは、登録簿に変更があった事項及び変更があった年月日を登録するとともに、別紙様式第3号又は第4号の登録証を作成し、当該届出した者に交付するものとする。

4 第2項の規定による届出については、第7条第2項の規定を準用する。

5 取引場に出席して入札取引に参加する者は、第1項の登録証（第3項の規定による交付がされた場合には、その交付をされた登録証）を携帯しなければならない。

(入札取引の実施時期)

第10条 入札取引の実施は、てん菜原料糖については年4回、甘しや分みつ糖については年2回とし、実施期日は機構が別に定める。

2 機構は、前項により入札取引の実施期日を定めた場合は、原則として入札取引の実施期日の10日前までに、第6条の登録を受けた者に通知するものとする。

(入札取引の上場数量)

第11条 砂糖年度に入札に付す上場数量は、次の数量を目標とする。

- (1) てん菜原料糖 当該砂糖年度のてん菜原料糖の供給量見込み数量の1割以上に相当する数量
- (2) 甘しや分みつ糖 当該砂糖年度の甘しや分みつ糖の供給量見込み数量の1割以上に相当する数量

(入札に係る売渡しの申出等)

第12条 入札取引に参加する売り手は、原則として入札取引の実施期日の7日前までに、てん菜原料糖にあつては、別紙様式第5号の売渡申出書により年産別の売渡数量を、甘しや分みつ糖にあつては、別紙様式第6号の売渡・最低価格申出書により売渡数量及び売渡しの対象となる単位（以下「売渡ロット」という。）を機構に申し出るものとする。

2 前項の申出は、キログラム単位とする。ただし、てん菜原料糖にあつては、30の整数倍の数量とし、甘しや分みつ糖にあつては輸送船の数量ごととする。

(入札数量等の通知)

第13条 機構は、売り手別の売渡数量及び売渡ロットを、原則として入札取引の実施期日の5日前までに第6条の登録を受けた買い手に通知する。

(入札)

第14条 入札取引に参加する買い手は、次の各号のとおり入札の申込みを行うものとする。

(1) てん菜原料糖 別紙様式第7号の入札書により、入札に付された売渡数量に対する入札申込数量及び入札申込価格を明示して、5通を限度として入札の申込みを行う。この場合、それぞれの入札の申込数量はキログラム単位とし、その数量は30の整数倍とする。

(2) 甘しや分みつ糖 別紙様式第8号の入札書により、入札に付された売渡ロット別に1通の入札の申込みを行う。

2 買い手ごとの入札申込数量は、入札に付される売渡数量の100分の20（別表の買い手の欄に掲げる買い手にあつては、それぞれ同表の割合の欄に掲げる割合を含む。以下「限度割合」という。）を限度とする。

ただし、甘しや分みつ糖については、1単位のみを申し込もうとする場合は申込数量が限度割合を超えることを妨げない。また、2単位以上が上場される場合にあつては、前段の限度割合の範囲内で、かつ、上場単位数から1を減じた数を上限とする。

3 買い手は、取引場への出席又は郵送若しくは宅配便のいずれかにより入札の申込みを行うものとする。

4 前項の郵送又は宅配便による申込みについては、受発信が確認できるものとし、入札の実施期日の前日の正午までに機構に到着したものに限るものとする。

5 買い手は、前項の規定により郵送又は宅配便による入札の申込みを行った

場合に限り、当該申込みを差し替えることができる。

ただし、当該入札申込みの差替えについては、次に掲げるいずれかの場合に限るものとする。

(1) 郵送又は宅配便（受発信が確認できるものとし、入札の実施期日の前日の正午までに機構に到着したものに限り。）による場合

(2) 入札の開始の時までに機構に直接持参した場合

6 前項の規定により入札の申込みの差替えを行うときは、あらかじめ、機構理事長の承諾を得なければならない。

(入札の無効)

第15条 前条の入札について、次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札書に虚偽の記載をした入札

(2) 入札書の入札価格を訂正した入札、10円未満の端数を付した入札その他入札書が所定の記載方法によらない入札

(3) 売渡ロット別の入札に付した数量と異なる数量を入札した者の当該ロットに対する入札又は入札申込数量の限度を超えて入札した者の入札

(4) 売り手と買い手が同一の者である入札

(5) 入札に制限を設けた場合に、その制限に反して入札をした者の入札

2 前項各号の他、その入札価格が不適当なものと認める場合は、第28条に規定する取引監視委員（以下「取引監視委員」という。）の承認を経て、当該入札を無効とする。

(入札申込価格)

第16条 入札申込価格は、トン当たりの消費税及び地方消費税相当額を含まない買い手倉庫戸前渡し価格とする。

(入札申込価格の不当な決定の禁止)

第17条 買い手は、他の買い手と共同して入札価格を決定してはならない。

2 機構は、買い手が前項の規定に違反して入札価格を決定したと認める場合は、取引監視委員の承認を経て、当該入札を無効とすることができる。

(値幅制限)

第18条 てん菜原料糖について、買い手が次条の規定による基準価格にその100分の5に相当する額を加えて得た額（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を超えた価格又は基準価格からその100分の5に

相当する額を減じて得た額（円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。）に満たない価格で入札の申込みをした場合、当該入札の申込みは無効とする。

（基準価格）

第19条 てん菜原料糖の基準価格は、入札実施期日における輸入に係る指定糖の売戻しの価格を基準として、機構が別に定める。

2 機構は、前項の基準価格について、第13条の通知を行う際に、併せて買い手に通知する。

（最低価格の申出等）

第20条 甘しや分みつ糖の売り手（以下この条において「売り手」という。）は、売渡ロットごとに、売渡しの最低価格（以下「最低価格」という。）を機構に申し出ることができるものとする。

2 前項の規定による最低価格の申出をしようとする者は、第12条の売渡しの申出と併せて、別紙様式第6号の売渡・最低価格申出書を理事長に提出する。

3 売り手は、他の売り手と共同して最低価格を決定してはならない。

4 売り手は、申出に係る最低価格を機構以外の者に知らせてはならない。

5 機構は、売り手が前2項の規定に違反したと認める場合は、取引監視委員の承認を経て、当該最低価格の申出を無効とすることができる。

6 機構は、売り手が第3項の規定に違反して買い手に最低価格を知らせたと認める場合は、取引監視委員の承認を経て、当該買い手の入札の申込みを無効とすることができる。

（落札の決定等）

第21条 機構は、次の各号のとおり落札を決定する。

（1） てん菜原料糖 有効な入札の申込みのうち入札申込価格の高いものからその申込数量を順次落札する。

（2） 甘しや分みつ糖 有効な入札の申込みのうち最低価格以上のものであって入札申込価格の最も高いものが当該入札の申込みに係る売渡ロットを落札する。

2 てん菜原料糖について、最後の順位の価格での入札の申込者に係る落札数量は、売渡数量から既に落札した数量を控除した数量の範囲内で決定し、最後の順位の価格での入札の申込者が複数のときは、それぞれの申込数量の割合に応じて決定する。

- 3 甘しや分みつ糖について、入札申込価格の最も高いものが複数あるときは、電子計算機により無作為に落札者を抽出し、決定する。
- 4 機構は、前3項の規定により落札された国内産原料糖について、入札終了後直ちに当該落札に係る売り手及び買い手に落札価格及び落札数量を通知する。

(不落札の取扱い)

第22条 売り手は、前条の落札決定の結果、落札されなかった数量が発生したときは、当該数量について、その売り手の希望により、1回に限り再入札に付することができる。

- 2 前項の再入札に付そうとする売り手は、てん菜原料糖にあつては年産別の売渡数量を、甘しや分みつ糖にあつては売渡ロットを速やかに機構に申し出るものとする。ただし、再入札に付す売渡数量については、落札されなかった数量を上限とする。

(再入札)

第23条 機構は、売り手から前条第2項の再入札の申出があつたときは、再入札を行う実施期日を定めて再入札を実施する。

- 2 前項の規定による再入札に参加できる買い手は、当初の入札に参加した者に限るものとする。
- 3 機構は、再入札の実施期日を決定したときは、再入札の実施期日を売り手及び買い手に、再入札に付す売渡数量を買い手に速やかに通知する。
- 4 売り手は、再入札に付した売渡ロットが当初の入札において第20条の規定により最低価格を申し出たものである場合は、再入札に際して当初の入札における最低価格を変更し、又はその申し出を取り下げることができる。最低価格を変更する場合は、変更後の最低価格は変更前の最低価格を下らなければならない。
- 5 再入札に付す売渡数量及び売渡ロットの申し出並びに前項の最低価格の変更等の申出は、てん菜原料糖にあつては別紙様式第9号の再入札申出書を、甘しや分みつ糖にあつては別紙様式第10号の再入札申出書を理事長に提出して行うものとする。
- 6 再入札におけるてん菜原料糖の基準価格は、第19条第1項の規定により機構が定めた基準価格とする。
- 7 第14条から第18条まで、第20条及び第21条の規定については、再入札について準用する。

(売買契約の締結等)

第24条 第21条第4項の通知を受けた売り手（当該売り手から販売委託を受けた者を含む。）及び買い手（当該買い手から買受委託を受けた者を含む。）は、速やかに当該通知に係る国内産原料糖の売買契約を締結するものとする。

2 前項の売り手が第4条第1項第2号の法人である場合は、当該法人に国内産原料糖の入札取引の事務手続きの委託及び販売委託又は売渡しをした国内産糖製造事業者（当該国内産糖製造事業者から販売委託を受けた者を含む。）も売り手として売買契約を締結できるものとする。前項の売り手が第4条第1項第3号の法人である場合もこれに準ずるものとする。

3 第1項及び第2項の売買契約における売買価格は、落札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた価格とするものとする。

4 甘しや分みつ糖において売買契約の対象となる現物の糖度が第25条に定める基準糖度と異なる糖度である場合は、その糖度に応じて、同条に定めるところにより算出した額を落札価格に加算する。

5 第1項及び第2項の売買契約における売買数量は、落札数量とする。ただし、甘しや分みつ糖にあつては、落札された甘しや分みつ糖に係る価格調整法第21条の交付金の交付対象となる数量を売買数量とする。

6 第1項及び第2項の売買契約における国内産原料糖の受渡し時期は、入札取引の実施期日ごとに機構が定める日までとする。

7 前項の受渡し時期は、てん菜原料糖にあつては、当該実施期日の属する砂糖年度を区分した期間（10月1日から12月31日まで、1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで及び7月1日から9月30日まで）内を基本とし、てん菜原料糖の流通状況等を勘案して定めるものとする。

8 当年産のてん菜原料糖が製造されるまでの間に行われる入札取引に係る当該てん菜原料糖についての第6項の受渡し時期は、受渡しの始期についても定めるものとし、当該始期については、前項に準じて定めるものとする。

(基準糖度等)

第25条 甘しや分みつ糖において売買契約の対象となる現物の基準糖度は97.5度とし、落札価格に加算する額は次の算式により算出した額とする。

$$(\text{落札価格 (円/トン)} - \text{揚地諸掛、海上運賃等甘しや分みつ糖本体価格以外のもの (円/トン)}) \times (\text{揚地糖度} - \text{基準糖度}) \times 1.4\%$$

2 前項の基準糖度及び揚地糖度はウェットベースとし、検査単位毎の糖度を加重平均して算出する。この場合、少数単位は少数点第3位（少数点第4位を四捨五入）とする。

(転売等の禁止)

第26条 第24条第1項の買い手は、同項の売買契約を締結した後、当該売買契約に係る国内産原料糖を他の者に転売その他これと同等の効果を有する行為(利益を得ることを目的としない場合を除く。以下「転売等」という。)をしてはならない。

(入札取引結果の公表)

第27条 機構は、入札取引の終了後、速やかに、国内産原料糖の種類ごとの入札に付した数量、申込数量、落札数量、落札残数量、加重平均落札価格その他必要な事項を公表する。

2 前項の公表は、次の方法により行うものとする。

- (1) 機構本部の掲示板への掲示
- (2) 機構のホームページへの掲載
- (3) その他理事長が適当と認める方法

(取引監視委員)

第28条 機構は、取引監視委員2人以上5人以内を置く。

2 取引監視委員は、別紙様式第11号を提出の上、この要領の定めるところにより、入札取引の監視等を行うものとし、各回の入札取引に1人以上が立ち会うものとする。

(結果の報告等)

第29条 前条第2項の規定により入札取引に立ち会った取引監視委員は、その監視結果を機構に報告するものとする。

2 機構は、前項の報告を受けた場合において、その内容を確認し、不正な行為があったと認めるときは、当該不正な行為に係る入札取引を無効とすることができる。

(紛争等の解決)

第30条 入札取引に関し、売り手及び買い手の間に疑義又は紛争が生じた場合は、当該売り手及び買い手は誠意をもってその解決を図るものとし、機構は、入札取引の円滑な運営を図る観点から、所要の支援に努めるものとする。

(入札取引への参加の制限等)

第31条 機構は、次の各号に該当する場合は、当該各号の売り手又は買い手に対して説明又は資料の提出を求めることができる。

- (1) 売り手又は買い手の行為が取引場における適正な価格形成を妨げ、又は妨げるおそれがあると認める場合
- (2) 売り手又は買い手が落札した国内産原料糖の売渡し若しくは買受けを確実に行わず、又は確実に行わなくなるおそれがあると認める場合
- (3) 買い手が転売等を行い、又は行うおそれがあると認める場合

2 機構は、次の各号に該当する場合は、当該各号の売り手又は買い手の入札取引への参加を制限することができる。

- (1) 前項の説明又は資料から、売り手又は買い手の行為が適正な価格形成を妨げ、又は妨げるおそれがあると判断する合理的な理由があるとき
- (2) 前項の説明又は資料から、売り手又は買い手が売買契約を速やかに締結しない等落札した国内産原料糖の売渡し若しくは買受けを確実に行わず、又は確実に行わなくなるおそれがあると判断する合理的な理由があるとき
- (3) 前項の説明又は資料から、買い手が転売等を行い、又は行うおそれがあると判断する合理的な理由があるとき
- (4) 売り手又は買い手が前項の規定による説明又は資料の提出を拒んだとき

(適正な価格形成のための調整)

第32条 機構は、価格の著しい上昇や低下を回避し、円滑かつ安定的な価格形成を行う上で必要と認める場合は、農林水産省と協議して、入札取引の制限又は停止、入札取引の実施期日の調整その他の措置を講ずることができるものとする。

附 則

(施行日)

この業務規程は、平成12年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成12砂糖年度の入札に係る第7条第1項の規定の適用については、同条中「毎年9月10日」とあるのは「平成12年10月3日」に読み替えるものとする。

附 則 (平成12年12月19日付12農流一第64号)

この業務規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年9月25日付13農流一第33号）

この業務規程は、平成13年9月25日から施行する。

附 則（平成13年12月13日付13農流一第60号）

この業務規程は、平成13年12月13日から施行する。

附 則（平成15年10月1日付15農畜機第56号）

この業務規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日付18農畜機第4701号）

- 1 この業務規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この業務規程は、平成19年1月1日以後には種されるてん菜又は同年10月1日以後に収穫されるさとうきびを原料として製造される国内産原料糖について適用し、同年1月1日前には種されたてん菜又は同年10月1日前に収穫されるさとうきびを原料として製造される国内産原料糖については、なお従前の例による。

附 則（平成24年5月22日付24農畜機第808号）

- 1 この実施要領は、平成24年5月22日から施行する。
- 2 国内産原料糖の入札取引に係る業務細則（平成12年9月29日付12農流一第28号）は、廃止する。

附 則（平成27年4月30日付27農畜機第504号）

この実施要領は、平成27年5月7日から施行する。

附 則（平成27年9月29日付27農畜機第2905号）

この実施要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年2月22日付29農畜機第5934号）

- 1 この実施要領は、平成30年2月22日から施行する。
- 2 平成29砂糖年度については、この要領による改正前の別紙様式第1号及び第2号は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成31年3月18日付30農畜機第7267号）

この実施要領は、平成31年3月18日から施行する。

附 則（平成31年4月26日付31農畜機第785号）

この実施要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日付2農畜機第7466号）

この実施要領の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年9月17日付8農畜機第3945号）

この実施要領の改正は、令和8年10月1日から施行する。

別 表

買 い 手	割 合
① 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年12月4日法律第126号)による改正前の価格調整法第23条第1項の規定に基づき、平成12年10月1日から同年12月31日までの期間における農林水産大臣が定める数量として通知された数量が5,000トン未満の買い手	100分の2
② 自ら(連結財務諸表において連結の範囲に含まれる子会社又は持分法の範囲に含まれる非連結子会社若しくは関連会社(以下「子会社等」という。)を含む。)が砂糖製造施設を有していない買い手(特定期間(平成12年10月1日から平成15年9月30日。以下同じ。)において自ら(子会社等を含む。)の砂糖製造施設を廃棄して、共同生産を行う買い手を除く。)	100分の2
③ 特定期間に行われた合併により設立した買い手又は当該合併後存続する買い手	合併を行った買い手数に応じて、以下のとおりとする。ただし、100分の40を限度とする。 (1) 2者の合併の場合 合併前の入札申込数量の限度割合(以下「合併前限度割合」という。)が多い者(2者の合併前限度割合が同一である場合は、それらのうちのいずれかの者)の合併前限度割合に、他者の合併前限度割合に2分の1を乗じて得た割合を加算して得た割合。 (2) 3者以上の合併の場合 合併前限度割合が最も多い者(合併前限度割合が最も多い者が複数存在する場合は、それらのうちのいずれかの者とする。)の合併前限度

	割合に、合併前限度割合が2番目に多い者（合併前限度割合が最も多い者が複数存在する場合は、前記の合併前限度割合が最も多いこととされた者以外のいずれかの者とし、合併前限度割合が最も多い者が単独で、かつ、合併前限度割合が2番目に多い者が複数存在する場合は、後者のうちのいずれかの者とする。）の合併前限度割合に2分の1を乗じて得た割合及び前記以外の者の合併前限度割合に4分の1を乗じて得た割合を加算して得た割合。
④ 平成24年5月22日以降に合併により設立した買い手又は合併後存続する買い手（第5条第3項の規定により第6条の登録を受けた者又は独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年12月4日法律第126号）による改正前の価格調整法第23条第1項の規定に基づき、平成12年10月1日から同年12月31日までの期間における農林水産大臣が定める数量を通知された者の地位を承継した者に限る。）	合併前限度割合を加算して得た割合

(③の場合における取扱い参考例)

(1) 2者の合併の場合

(例1) 入札に付される売渡数量の100分の20を限度とする2者が合併する場合

「入札に付される売渡数量の100分の20」 + 「入札に付される売渡数量の100分の10」 = 入札に付される売渡数量の100分の30

(例2) 入札に付される売渡数量の100分の2を限度とする2者が合併する場合

「入札に付される売渡数量の100分の2」 + 「入札に付される売渡数量の100分の1」 = 入札に付される売渡数量の100分の3

(例3) 入札に付される売渡数量の100分の20を限度とする者と入札に付される売渡数量の100分の2を限度とする者が合併する場合

「入札に付される売渡数量の100分の20」 + 「入札に付される売渡数量の100分の1」 = 入札に付される売渡数量の100分の21

(2) 3者以上の合併の場合

(例1) 入札に付される売渡数量の100分の20を限度とする3者が合併する場合

「入札に付される売渡数量の100分の20」 + 「入札に付される売渡数量の100分の10」 + 「入札に付される売渡数量の100分の5」 = 入札に付される売渡数量の100分の35

(例2) 入札に付される売渡数量の100分の2を限度とする3者が合併する場合

「入札に付される売渡数量の100分の2」 + 「入札に付される売渡数量の100分の1」 + 「入札に付される売渡数量の100分の0.5」 = 入札に付される売渡数量の100分の3.5

(例3) 入札に付される売渡数量の100分の20を限度とする2者と入札に付される売渡数量の100分の2を限度とする者が合併する場合

「入札に付される売渡数量の100分の20」 + 「入札に付される売渡数量の100分の10」 + 「入札に付される売渡数量の100分の0.5」 = 入札に付される売渡数量の100分の30.5

(④の場合における取扱い参考例)

(1) 2者の合併の場合

(例1) 入札に付される売渡数量の100分の20を限度とする2者が合併する場合

「入札に付される売渡数量の100分の20」 + 「入札に付される売渡数量の100

分の20」＝入札に付される売渡数量の100分の40

(例2) 特定期間に行われた合併により設立又は合併後存続し、入札に付される売渡数量の100分の30を限度とする入札参加者と入札に付される売渡数量の100分の20を限度とする者が合併する場合

「入札に付される売渡数量の100分の30」＋「入札に付される売渡数量の100分の20」＝入札に付される売渡数量の100分の50

(2) 3者以上の合併の場合

(例1) 入札に付される売渡数量の100分の20を限度とする3者が合併する場合

「入札に付される売渡数量の100分の20」＋「入札に付される売渡数量の100分の20」＋「入札に付される売渡数量の100分の20」＝入札に付される売渡数量の100分の60

(例2) 特定期間に行われた合併により設立又は合併後存続し、入札に付される売渡数量の100分の30を限度とする2者と入札に付される売渡数量の100分の20を限度とする者が合併する場合

「入札に付される売渡数量の100分の30」＋「入札に付される売渡数量の100分の30」＋「入札に付される売渡数量の100分の20」＝入札に付される売渡数量の100分の80

別紙様式第1号（第7条関係）

登 録 申 請 書 （ 売 り 手 ）

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

住所
名称
代表者氏名

国内産原料糖入札実施要領第7条第1項の規定により、国内産原料糖を取引場において売り渡すことにつき、貴機構の登録を受けたいので申請します。

なお、申請者又は申請者の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者^注が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、並びに将来にわたっても該当しないことを誓約します。

注）下請負が数次にわたるときはその全てを含む。

別紙様式第2号（第7条関係）

登 録 申 請 書 （ 買 い 手 ）

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

住所
名称
代表者氏名

国内産原料糖入札実施要領第7条第1項の規定により、国内産原料糖を取引場において買い受けることにつき、貴機構の登録を受けたいので申請します。

なお、申請者又は申請者の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者^注が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、並びに将来にわたっても該当しないことを誓約します。

注）下請負が数次にわたるときはその全てを含む。

別紙様式第3号（第9条関係）

登録番号				
------	--	--	--	--

登 録 証 （ 売 り 手 ）

住所
名称
代表者氏名

国内産原料糖入札実施要領第6条第1項の規定により、国内産原料糖に係る売り手の登録を受けた者であることを証する。

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長

別紙様式第 4 号（第 9 条関係）

登録番号				
------	--	--	--	--

登 録 証 （ 買 い 手 ）

住所
名称
代表者氏名

国内産原料糖入札実施要領第 6 条第 1 項の規定により、国内産原料糖に係る買い手の登録を受けた者であることを証する。

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長

別紙様式第5号（第12条関係）

売 渡 申 出 書

種類：てん菜原料糖

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

売り手登録番号

住所
名称
代表者氏名

令和 年 月 日開催の入札取引について、国内産原料糖入札実施要領第12条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

生 産 年	売渡数量 (kg)	(参考) 袋 数 (袋/30kg)
計		

【記載注意】

1. 売渡数量の欄には、kg単位の数量で記入し、30の整数倍とすること。
2. (参考) の袋数の欄には、生産年ごとに売渡数量 (kg) を30で除して得た数量を記入すること。

別紙様式第 6 号（第12条・第20条関係）

売渡・最低価格申出書

種類：甘しや分みつ糖

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

売り手登録番号

住所
名称
代表者氏名

令和 年 月 日開催の入札取引について、国内産原料糖入札実施要領第12条及び第20条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

売渡ロット番号	売 渡 数 量 (kg)	最低価格 (円/トン)
計		

【記載注意】

最低価格の申出をしない場合は、その欄に「－」を記入すること。

別紙様式第7号（第14条関係）

入 札 書

種類：てん菜原料糖

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

買い手登録番号

住所
名称
代表者氏名

国内産原料糖入札実施要領第14条の規定により、次のとおり申し込みます。

入札申込 番号	生産年	入 札 価 格 (円/ト)	数 量 (kg)	(参考) 袋 数 (袋/30kg)
1				
2				
3				
4				
5				
計				

【記載注意】

1. 入札価格には、消費税相当額を含めず、10円未満の端数をつけないこと。
2. 数量の欄には、kg単位の数量で記入し、30の整数倍とすること。
3. (参考) の袋数の欄には、入札申込番号ごとに数量(kg)を30で除して得た数量を記入すること。

別紙様式第8号（第14条関係）

入 札 書

種類：甘しや分みつ糖

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

買い手登録番号

住所
名称
代表者氏名

国内産原料糖入札実施要領第14条の規定により、次のとおり申し込みます。

売渡ロット番号	入 札 価 格 (円／トン)	数 量 (kg)
計		

【記載注意】

入札価格には、消費税相当額を含めず、10円未満の端数をつけないこと。

別紙様式第9号（第23条関係）

再入札申出書

種類：てん菜原料糖

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

売り手登録番号

住所
名称
代表者氏名

国内産原料糖入札実施要領第23条の規定により、下記のとおり再入札を申し上げます。

記

生産年	売 渡 数 量 (kg)	(参考) 袋 数 (袋/30kg)
計		

【記載注意】

1. 売渡数量の欄には、kg単位の数量で記入し、30の整数倍とすること。
2. (参考)の袋数の欄には、生産年ごとに売渡数量(kg)を30で除して得た数量を記入すること。

別紙様式第10号（第23条関係）

再入札申出書

種類：甘しや分みつ糖

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

売り手登録番号

住所
名称
代表者氏名

国内産原料糖入札実施要領第23条の規定により、下記のとおり再入札を申し上げます。

記

再入札に付す売渡ロット		最低価格の変更又は取り下げ	
売渡ロット番号	売渡数量 (kg)	変更前 最低価格 (円/トン)	変更後 最低価格 (円/トン)
計			

【記載注意】

1. 最低価格を取り下げる場合は、変更後の欄に「－」を記入すること。
2. 最低価格を変更しない場合は、変更前と変更後に当初申出額を記入すること。

別紙様式第 1 1 号（第28条関係）

承 諾 書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

独立行政法人農畜産業振興機構の国内産原料糖入札取引監視委員に就任することを承諾し、下記のとおり届け出ます。

住 所
氏 名

記

1. 連絡先

区分	名称及び役職	住所	電話及びFAX
勤務先			
自宅			

※1 勤務先又は自宅のうち一方を連絡先として登録し、不要な欄は斜線で抹消してください。

※2 登録した連絡先の最寄駅を交通費支給の起点とします。

2. 謝金及び交通費 振込口座

銀行	支店	口座種別	口座番号	口座名義
銀行	支店	普通・当座		